

桐生市の文化財

文化財番号 203

県指定重要文化財

公開区分 公開

種別コード 2 01 02 02

指定日 昭和33年 8月 1日

指定名称

そうぜんじもくちょうあみだによらいぞう

崇禅寺木彫阿弥陀如来像

施設名称等

崇禅寺所蔵



所在地 桐生市川内町二丁目651
管理者 崇禅寺

指定内容 木彫寄木造立像
像高 130cm
製作年代 鎌倉時代

概要

像高130センチメートル、五つの桧材を組み合わせた寄木造で、全体に金箔が施されており、上品下生の来迎印を結び、左足をやや前方に踏み出した来迎思想の影響による積極的救済の姿勢をみせている。写実的手法のかなり進んだ鎌倉末期の作と思われる。台座は高さ60センチメートルで古い様式もみられるが、光背とともに後補のものである。

伝承によると、園田太郎成家が大番役勤士のため上洛したとき法然の教えに触れて出家し、元久2年(1205)に帰郷したときに京都から動座し、後に小倉村に庵室をつくり家子郎従を教導したと言われている。

なお、仏像は著しい損傷を受けていたため昭和54年に保存修理を実施した。